

船舶事故等調査報告書

平成22年4月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第269号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成21年7月14日 23時20分ごろ	
発生場所	島根県知夫村立ヶ埼南南西方沖 知夫里島灯台から真方位243°17.0海里付近（概位 北緯35°52.2′ 東経132°45.0′）	
事故等調査の経過	平成21年10月13日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 第12浦郷丸、19トン	
船舶番号、船舶所有者等	SN2-2705（漁船登録番号）、浦郷水産株式会社	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	弾性継手（主機フライホイールとクラッチ入力軸の接続部）の防振ゴムブロック12個全数が破損、主機1番、2番主軸受部にき裂、主機クランクアームが折損	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、立ヶ埼南南西方沖を移動中、平成21年7月14日23時20分ごろ、主機が異音を発したので僚船に救援を依頼した。</p> <p>本船は、僚船にえい航されて島根県西ノ島町浦郷漁港に入港した。</p> <p>本船は、機関修理業者が点検を行った結果、前示損傷が判明し、修理された。</p>	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1	
その他の事項	<p>防振ゴムブロックのゴム部分が破損し、同ブロックの金属製軸心が主機フライホイールの取付け穴と接触していた。</p> <p>主機2番主軸受ボルトの締付けナットが脱落し、他の主軸受ボルトの締付けナットに緩みが生じていた。</p> <p>主機1番、2番主軸受の、メタルが異常摩耗し、ハウジング部にき裂と変形が生じていた。</p> <p>主機クランク軸の1番シリンダ船首側アームがフィレット部から疲労折損していた。</p> <p>防振ゴムブロックは、本船就航の平成6年以降交換されずに使用されたものであった。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、防振ゴムブロックのゴム部分の破損により主機各部に異常振動が生じたことから、主軸受ボルトの締付けナットが緩んで同軸受間隙が過大となり、クランクアームのフィレット部に過大な繰り返し曲げ応力が作用したため、クランクアームが疲</p>

	<p>劣折損したものと考えられる。 防振ゴムブロックの整備が適切に行われていなかった可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、防振ゴムブロックの破損により主機各部に異常振動が生じたことから、主軸受ボルトの締付けナットが緩んで同軸受間隙が過大となり、クランクアームのフィレット部に過大な繰返し曲げ応力が作用した状態で運転が続けられたため、本船が立ヶ埼南南西方沖で漁場を移動中、クランクアームが疲労折損したことにより発生したものと考えられる。</p>